（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十五条第一項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第十九条の四の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表養殖魚についての小分け業者の認定の技術的基準の二の2の⑹の規定にかかわらず、平成二十六年四月三十日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないことができる。

○経済産業省告示第二十一号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年二月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録の区分	外国登録検査機関
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年経済産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）	テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド　11階、758、パートウロード、セクション4、ショウサン区、台北105、台湾
二　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）	
三　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
四　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
五　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
六　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
七　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）	
八　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）	

（参考）

テュフ　ラインランド　台湾　リミテッドの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド（11階、758、パートウロード、セクション4、ショウサン区、台北105、台湾）

テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド　タイチュン　ブランチ（9、レーン36、ミンセンロード、セクション3、ダイヤ区、台中市428、台湾）

○経済産業省告示第二十二号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年二月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録の区分	国内登録検査機関
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）	一般財団法人日本品質保証機構　東京都千代田区丸の内二丁目五番二号
二　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）	
三　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
四　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
五　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
六　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）	
七　電子応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）	
八　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）	
九　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）	

（参考）

一般財団法人日本品質保証機構の事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

一般財団法人日本品質保証機構　安全電磁センター（東京都世田谷区砧一丁目二十一番二十五号）

一般財団法人日本品質保証機構　北関西試験センター（大阪府箕面市石丸一丁目七番七号）

一般財団法人日本品質保証機構　安全電磁センター電磁環境試験部都留電磁環境試験所（山梨県都留市大幡字丹保沢二千九十六番地）

一般財団法人日本品質保証機構　北関西試験センター試験部彩都電磁環境試験所（大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目三番十号）

○国土交通省告示第百三十九号

筑後川水系における水資源開発基本計画（平成十七年四月十五日閣議決定）の一部を平成二十五年二月二十二日付けで次のように変更したので、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

2の両筑平野用水二期事業の予定工期中「平成25年度」を「平成29年度」に改める。

○国土交通省告示第百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

やりみぞ川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域